

取扱注意

令和元年 12月 23日 第43回環境保全専門家会議

資料 5

京都・亀岡保津川公園について

1. 京都・亀岡保津川公園の公園整備事業の経緯

都市計画公園「京都・亀岡保津川公園」整備事業は、周辺に生息するアユモドキ等の生息環境に配慮した施設整備や子どもたちが自然とふれ合う場の整備、農業体験等を通して「自然と共生」することを体感できる総合公園として整備し、保津川下り等の観光資源や周辺で整備が進められている「京都府立京都スタジアム」、亀岡駅北土地区画整理事業、保津川かわまちづくり等との相乗効果により、アユモドキに象徴される豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、にぎわいの創出と交流人口の拡大を目指すものである。

平成26年5月に都市計画公園として決定告示後、平成26年7月に事業認可を得て事業に着手し、既に用地取得を完了している。

平成28年4月の「座長提言」を受け入れ、公園内での整備を計画していた「京都スタジアム」が亀岡駅北土地区画整理事業地に整備されることとなったことから、「京都・亀岡保津川公園」の整備については、平成28年度以降も実証実験を継続するとともに、アユモドキに代表される貴重な自然環境や周辺の里地・里山に広がる文化的遺産の価値を広く市民が享受し、次代に引き継ぐに相応しい機能を備えた都市公園として整備できるよう検討し、その内容を「京都・亀岡保津川公園」におけるアユモドキ保全のための課題と対策として取りまとめ、平成30年11月に「亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム（仮称）の整備計画策定にあたり考慮すべき基本方針（以下、「基本方針」と言う。）

（Ver.3.2）として公表した。さらに、平成31年2月6日に開催の第40回環境保全専門家会議において、公園の位置付けや目指す公園像、公園のコンセプトとその構成要素、公園整備計画図（イメージ図）を示した「京都・亀岡保津川公園の基本的な考え方」を報告したところである。

また、平成31年2月11日及び2月24日に「京都・亀岡保津川公園の基本的な考え方」について市民・地元関係者等によるワークショップを開催し、ワークショップで出された意見・提案等を踏まえ公園整備計画を見直し、それに基づき計画変更及び事業認可期間延長のための変更認可手続きを行ったところである。（平成31年3月26日、事業計画変更認可）

2. 公園整備の基本的な考え方

亀岡市は、平成29年度に「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」を策定し、「京都・亀岡保津川公園」をその中心に位置付け、当公園の整備・保全のための基本的な考え方を示したところである。「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」における「京都・亀岡保津川公園」の整備・保全のための基本的考え方は、以下のとおりである。

○亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想（平成30年3月）

【整備・保全のための基本的な考え方】

- ① アユモドキをはじめこの地に特有の動植物、生態系を保全し、水系と陸地の連続性ネットワークを確保する。
- ② 水田を中心とした原風景（昭和30年頃の風景）を保全、再生し、子どもたちがいろいろな魚と遊べる場、風景を育んでいく。
- ③ 風土にあった植物や農作物、果樹等を育て、五感で楽しむ場とする。
- ④ ①～③と関わる営農活動の継続、地域活性化につながる様々な施策、事業と連携する。
- ⑤ この地の自然や文化に関する調査・研究、普及・啓発、交流拠点となる施設、仕組みをつくる。

また、京都・亀岡保津川公園の整備計画の策定にあたっては、アユモドキなどの自然と共生する公園・スタジアムの実現に向けてとりまとめた「基本方針（Ver.2）」の内容を補完する「基本方針（Ver.3.2）」として、平成28年度までのアユモドキ生息環境調査や実証実験の結果と環境保全専門家会議の各委員をはじめ専門家の意見を基に、新たな繁殖施設としての機能を備えるに至った繁殖実験地の順応的な管理、改善の方策やアユモドキが利用する水路ネットワークの保全、改善の方策をとりまとめたところである。広域的なアユモドキ生息環境の改善に係る取組については、以下のとおりである。

○亀岡市都市公園及び京都スタジアム（仮称）の整備計画の策定にあたり考慮すべき基本方針（Ver3.2）（平成30年11月）の一部修正

【広域的なアユモドキ生息環境の改善に係る取り組みについて】

- 地下水保全に係る取り組み
- 公園エリアにおけるアユモドキの生息地等保全地区などの指定に向けた取組
- 公園エリアにおける共生ゾーンのデザイン
- 公園エリアにおける水田耕作の維持継続
- ラバーダム（堰）の修繕（水位管理のしくみ作り）
- 公園エリア西側農地の保全維持と持続的な営農対策
- 曽我谷川と桂川合流部上流でのワンドの整備など越冬地の保全維持・改善、桂川本流及び支川での新たな繁殖場所の創出
- アユモドキ保全に係る情報発信及び関係機関・住民協働による保全活動の推進
- 地元の協力によるラバーダム下流に取り残された産卵期のアユモドキ救出、産卵場所の維持清掃、外来魚駆除などの保全活動の実施

上記に記述した、「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」における「京都・亀岡保津川公園」の整備・保全のための基本的考え方及び基本方針(Ver3.2)の一部修正 広域的なアユモドキ生息環境の改善に係る取り組みにおける公園整備に関する事項を「京都・亀岡保津川公園」整備に関する基本事項とし、2-1 公園の位置付けと目指す公園像、2-2 公園のコンセプト、2-3 公園の構成要素、3. 京都・亀岡保津川公園整備計画を作成した。

図1は、京都・亀岡保津川公園予定地の現況土地利用図を示したものである。公園予定地については、平成26年度から水田環境実証実験エリア（約460a）において稲作栽培を実施し、アユモドキ等の生息環境の維持に努めている。また、実験地を除くその他のエリアについては、圃場の維持及び雑草防止のための耕転、畦草の刈取による維持管理を行っている。

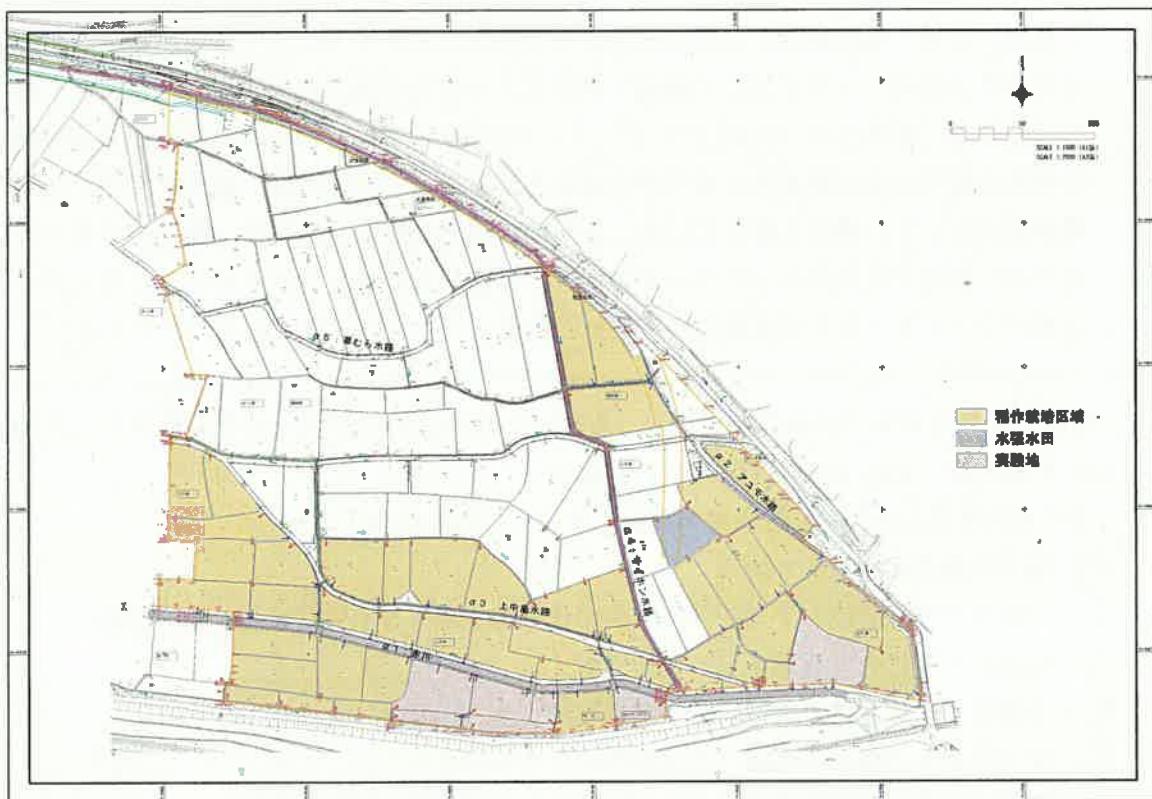


図1 京都・亀岡保津川公園現況土地利用図（平成26年度から継続）

図2は、京都・亀岡保津川公園予定地の現況写真を示したものである。



図2 京都・亀岡保津川公園予定地現況写真（平成30年7月撮影）

2-1 公園の位置付けと目指す公園像

亀岡の人々は、亀岡盆地の氾濫原と豊富な地下水によって育まれたアユモドキ等が暮らす湿地環境を、食糧生産のための水田、洪水時に水害を防ぐための遊水機能を果たす場、また、美味しい水道水を汲み上げる水源地として利用してきた。

京都・亀岡保津川公園は、この地の原風景や自然環境を保全するとともに、「自然の恵みと人の暮らしの共生の仕組みを学び、ふれあい、体感できる公園」として整備し、保津川下り等の観光資源や周辺部で進められている「京都府立京都スタジアム」、亀岡駅北土地区画整理事業、保津川かわまちづくり事業との相乗効果により、にぎわいの創出と交流人口の拡大を目指すものである。

2-2 公園のコンセプト

京都・亀岡保津川公園のコンセプトは、以下のとおりである。

(1) アユモドキ等この地特有の生物多様性の保全・再生

氾濫原の湿地環境に適応したアユモドキなどの動植物にとって必須の条件となっている、歴史的に維持されてきた水田と水路及び河川が連続する水路ネットワークの保全と改善を通じて、この地特有の生物多様性を保全・再生する。

(2) 昭和30年頃の亀岡の原風景の保全・再生

亀岡の多くの農地では場整備事業が進められてきたなか、昔ながらの畦や水路のある「田園の原風景」を保全・再生し、憩いと安らぎの場を創出する。

(3) 自然と共生するグリーン・インフラ（防災・減災、遊水機能の維持）

桂川には、一部区間の堤防高をわざと低くし、洪水時には人為的に水を氾濫させ家屋や下流域の水害を軽減するための「震堤」がある。この地も洪水のたびに「震堤」からの氾濫を受け遊水機能をはたしてきたところであるが、地域の人々が生業としての水田耕作を継続してきたからこそ、遊水機能が維持され、豊かな自然環境が守られてきた。

このため、この地で獲れるお米を「街の安全と自然を守る遊水米」として価値を高めることで水田耕作の維持に貢献する。

(4) 亀岡盆地が育んだ地下水は「亀岡のおいしい水」の源

亀岡市の水道水は、亀岡盆地の豊富な地下水を利用している。この地下水にはミネラルが豊富に含まれているため、大変「おいしい水」と評価されている。現在、亀岡市の水道水の約35%を当公園周辺の地下水を汲み上げ利用しており、そうした自然がもたらす「おいしい水」の貴さを学び体感できる場を創出する。

(5) この地の自然や文化を学び、ふれあい、体感できる場の創出

アユモドキをはじめとする亀岡盆地特有の動植物と人の営みとのつながりに気づき、治水や利水面におけるこの地の価値を学び、ここで自然環境を保全することの重要性を知ることができる空間や機会を設ける。また、子どもたちが水や土、生き物などの自然とふれあい、自ら工夫し遊ぶ場を創出するとともに、農業体験プログラムや収穫祭等この地の産物を食するイベントの開催により、体験型の公園づくりを目指す。

2-3 公園の構成要素

コンセプトに沿って公園整備を行う上で、主要な構成要素を以下に示す。

(1) 水路ネットワークの保全と再生

水田、水路、河川と連続する水路ネットワークを保全するとともに、空石積、木柵、土水路を整備し、瀬や淵など魚の隠れ場の再生を行う。

(2) 原風景の保全と再生

この地の田園風景を保全し、水稻・保津小麦・果樹（イチジクなど）、地域特産物による農業体験の場を創出するとともに、畦や水路のハンノキ、ヒガンバナ、またレンゲ畠、菜の花畠により昔ながらの景観の創出を行う。

(3) 濡地帯（生物多様性の保全、遊水機能の維持）

公園内に生物多様性の保全や遊水機能を維持する環境を保全・維持し、この地のガマ、マコモ、クサヨシなどの植物や、アユモドキ、ミナミメダカ、ドジョウなどの魚類やカトリヤンマ、コオイムシ、ヘイケボタルなどの昆虫が棲む水辺空間の創出を行う。

(4) 子どもたちが自然とふれあえる空間

どろんこ水辺、じゃぶじゃぶ池、原っぱなど子どもたちが自ら工夫して遊べる場の創出を行う。

(5) 園路

ナゴヤダルマガエル、マルタニシなどが見られる畦道や八つ橋（木道）などの動植物の観察スペースの創出を行う。

(6) 学び、体感できる場

自然の環境学習、動植物の観察調査、研究、豊かな地下水がもたらすおいしい水が味わえ、地下水温が体感できるビジターセンター、収穫祭などのイベントを開催する小広場を整備する。

3. 京都・亀岡保津川公園整備計画

図3は、京都・亀岡保津川公園整備計画として公園の構成要素を取り込み作成したものである。整備の実施にあたっては、詳細設計を進める中で環境保全専門家会議の委員の意見を踏まえ進める。なお、本図に基づき平成31年3月に事業認可変更を行い、令和元年度及び令和2年度に公園整備事業補助金を活用し、詳細な実施設計に着手する計画である。

「京都・亀岡保津川公園」整備計画

